

生徒心得

本校生徒は、学則を守り、高校生として自覚と誇りを持ち、勉学・スポーツにいそしむこと。常に心身を鍛え、深く真理を追究し、正義を愛し、将来有為な社会人となるよう努力すること。

1. 生活規律全般について

- (1) 身分証明証は、常にこれを携帯すること。
- (2) 貴重品その他学校生活に不必要なものは、持ってこないようにすること。
(現金等必要な貴重品に関しては、ロッカーを利用するなど自分の責任においてしっかりと自己管理すること。)
- (3) 校舎や施設は、未来にわたる甲西高校の共有財産であるため、大切に使うよう心掛け、万一破損した場合には、必ず届け出ること。
- (4) 甲西高校生として清潔で端正な身だしなみをする。
- (5) 校外活動に参加する時は、甲西高校の代表者であることを自覚して行動すること。
- (6) 通学途中においては交通法規・交通道德、交通マナーを遵守し、乗り物の中で進んで高齢者に席を譲るなど模範となるよう心掛けること。また安全のためバイク・自動車に対する自主規制（3無運動）を遵守すること。
- (7) 集団生活では、一人の不注意が多くの人に迷惑を及ぼすことになる。集団の中の一員であることを常に念頭において行動すること。
- (8) 掃除当番や各種の係・役員は、進んで全体の奉仕者となること。
- (9) 授業を最大限に生かすよう、日ごろの予習・復習に努め、またチャイムが鳴ったら直ちに着席して、授業に臨む積極的な態度を作っていくこと。
- (10) 挨拶や会釈を交わすことは、人間社会をより良いものにするために欠かせないものである。先生・先輩・後輩・友人・来客に対して、心のこもった挨拶をすること。
- (11) 言葉遣いについても、常に品位と正確さを心掛けねばならない。適切な言葉や表現の習慣を身につけること。
- (12) 甲西高校生は、一つの出会いによって結ばれた掛け替えのない仲間である。お互いの人格を尊重し、粗野な行動のないようにすること。
- (13) 楽しい学校生活を送れるのは、保護者をはじめとする人々のおかげであることに感謝すること。

2. 服装規定

(1) 服装 本校指定の制服とし、登下校は制服とする。着用には次の点に留意すること。(休業日については、学校指定の体操服またはクラブ指定のジャージ等での登校を認める。クラブの指導に従うこと)

冬期 10月～ 5月を 基準と する。	A タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ①制服の下に着用するものは本校指定のカッターシャツとする。セーターまたは、ベストを着用する場合は本校指定のものとする。 ②ベルトは黒、茶色の単色のものとする。ベルトなしは認めない。 ③ズボン裾はシングルとし、折り曲げてはならない。 ④その他一切手を加えてはならない。修正不可能な場合には買い替え等の指導をする。
	B タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ①制服の下に着用するものは本校指定のカッターシャツとする。セーターまたは、ベストを着用する場合は本校指定のものとする。 ②カッターシャツに常時リボンをつけること。 (スラックスの場合は除く) ③スカート丈は、その裾が膝のさらにかかる範囲とする。スラックスは本校指定のスラックスに限る。 ④ウエスト部分を折り曲げるなどして上記③に違反してはいけない。 ⑤その他一切手を加えてはならない。修正不可能な場合には買い替え等の指導をする。
夏期 6月～ 9月を 基準と する。	A タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ①本校指定の半袖または長袖カッターシャツとする。 ②本校指定のベスト・セーターの着用も認める。 ③カッターシャツの下は制服に適したものとする。 ④カッターシャツの裾は必ずズボンの中に入れること。 ⑤ベルトは黒、茶色の単色のものとする。ベルトなしは認めない。 ⑥その他一切手を加えてはならない。修正不可能な場合には買い替え等の指導をする。
	B タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ①本校指定の半袖または長袖カッターシャツとする。 ②本校指定のベスト・セーターの着用も認める。 ③カッターシャツの下は制服に適したものとする。 ④カッターシャツはスカート・ズボンの中に入れること。 ⑤スカート丈は、その裾が膝のさらにかかる範囲とする。 ⑥ウエスト部分を折り曲げるなどして上記⑤に違反してはいけない。 ⑦その他一切手を加えてはならない。修正不可能な場合には買い替え等の指導をする。

*上記以外に移行期を設ける。期間については気候等により判断し指示する。

移行期の服装：本校指定の冬期服装、夏期服装どちらでもよい。その際、本校指定の冬期服装、夏期服装規定に従う。セーターまたは、ベストのみの着用も可とする。

(2) 防寒着

制服の上に防寒着を着用することを認めるが、黒・紺・茶・グレー等の無地で華美でないものに限る。

(3) 頭髪

- ①清潔にしておくこと。
- ②脱色、毛染め、ドライヤー、ヘアーアイロン等の使い過ぎによる変色、及びパーマ、カール、不自然な髪型は不可とする。
- ③髪を束ねたり、とめたりする場合は細いヘアゴム、あるいは細い装飾性のないヘアピンを使用すること。

(4) くつ下

- ①白、黒、紺、グレーとする。
- ②ストッキング・タイツは、ベージュ、黒、紺色とし模様のない物とする。

(5) くつ

- ①スポーツシューズまたは布・革製のものとする。
- ②布・革製のものについては、ハイヒール、パンプス、ブーツ類、エナメル等は禁止とし、白、黒、茶色のものとする。また、スリッパ等も禁止する。

(6) カバン

ロッカーに入る大きさと華美でないものに限る。

(7) その他

- ①アクセサリ、エクステンション、カラーコンタクト等は、一切付けてはならない。
- ②化粧（マニキュア、マスカラ、口紅、カラーリップ等）は禁止する。

3. 携帯電話、スマートフォン、タブレットの利用について

- (1) 携帯電話・スマートフォンは校内使用禁止とする。
ただし、2・3年生は授業で指示のあったときのみ使用可とする。
- (2) 1年のタブレットについては、授業で指示されたアプリやサイトの利用のみ。充電は、必ず自宅で行う。

4. クラブ活動時間

- (1) 春夏期（3月～10月）は、18時30分までとする。秋冬期（11月～2月）は、18時までとする。ただし、顧問が必要と認め、直接指導する場合に限り、延長（1時間以内）を認める。
- (2) 考査時間割発表後および考査中は、土曜日、日曜日、祝日を含みクラブ活動を禁止する。ただし、生徒指導部の承認を受け、顧問が直接指導する場合に限り、下記の時間内で調整練習をしてもよい。
- (3) 考査時間割発表後および考査中における各クラブの学習会は、生徒指導部の承認を受け、顧問が直接指導する場合に限り、下記の時間内で実施してもよい。

調整練習実施時の練習終了・完全下校時間

発表後	平日：16時30分終了	17時00分下校完了
考査中	2時限：12時00分終了	12時30分下校完了
	3時限：13時30分終了	14時00分下校完了

学習会実施時の完全下校時間

発表後	18時00分下校完了	
考査中	2時限：13時30分	下校完了
	3時限：15時00分	下校完了

- (4) 上記（1）（2）（3）の項目に違反したクラブは、翌日からクラブ活動を停止とする。

5. アルバイト

原則として禁止する。ただし、

- (1) 3年生の進路決定者（成績不振者を除く）については、冬休み期間及び自宅学習期間に限り、申し出により許可することがある。
- (2) 上記（1）以外で許可する場合は、その都度審議する。

6. 願、届の手続き

(1) 次の場合は生徒指導部にある所定の用紙に必要事項を記入し、許可証の発行を受けること。

(ア) アルバイト (イ) キャンプ・合宿等の行事 (ウ) 異装 (エ) 外出

(2) 次の場合は担任を通じて、生徒指導部ならびに関係職員に届出ること。

(ア) 遺失物・拾得物 (イ) 校舎・校具の破損 (ウ) 印刷物の貼付・配付

(エ) 校舎・校具の特別使用 (オ) 部活動の入退部

(カ) 校外における補導・事故 (キ) 私事旅行

(3) 忌引の必要が生じた場合は速やかに担任に連絡すること。忌引の扱いは次の通りとする。

父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日。

尚、葬儀のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を加算することができる。

7. 運転免許取得について

(1) 原付及び自動車二輪免許について

在学中に原付及び自動車二輪免許を取得することは、原則としてこれを禁止とする。

(2) 普通自動車免許について

在学中の普通自動車免許取得は、禁止とする。ただし、下記の条件を満たしている者に限り、在学中の自動車教習所入所はこれを認める。

(この場合も、免許センターでの学科試験受験は卒業式翌日以降とする。)

① 3年時の11月1日以降で、かつ進路が内定した者。

② 学業成績が不振でないこと。(欠点を持っていない)

③ 過去に無断免許取得をしていないこと。